

No. \_\_\_\_\_  
Date 12月4日(土) から10日(金) は人権週間です

☎ 人権施策課 ☎ (25) 8524

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、友達と、みんなと、人権を考える1週間です。男女差別、障がい者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を作りましょう。

何より大切なことは、私たち一人一人が、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことです。

人権についてご相談のある方は、お近くの人権擁護委員・法務局・人権施策課までお問い合わせください。

### 持設人権なんでも相談所

ひとりで悩まずに人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料、予約は不要、秘密は厳守します。

○日時 12月1日(水)  
13時30分～16時

○場所  
市役所新館、マキノ支所、今津支所、  
朽木支所、安曇川公民館、高島支所

市では、厚生労働省や滋賀県から発表されている感染拡大防止の手引きに従い、皆さんにもご協力をお願いしているところですが、病気、体質や障がいなどさまざまな個人の事情がある事から、次の点についてもご理解とご協力をお願いします。

### マスクを着けたくても 着けられない人がいます

新型コロナウイルス感染症の予防策として、マスク着用が奨励され、たくさんの方が習慣化されています。

しかし、呼吸系の病気や皮膚トラブル、感覚過敏や障がいなどさまざまな理由でマスクの着用が難しい(できない)方もおられます。

多くの方がマスクを着用される中で、マスクを着けていない方を見たら、「何か事情があるのかもしれない」と想像してみてください。色々な症状や障がいがあってマスクを着けたくても着けられない人がいることを知り、お互いに思いやりの心もちましよう。

### ワクチン接種を受けるには 同意が必要です

厚生労働省では、新型コロナワクチンの接種を皆さんに勧めています。接種を受けることは強制ではありません。予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方を理解したうえで、自らの意志で接種を受けるものとしています。

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いします。

なお、マスクやワクチンに限らず、不当な差別やいじめなどさまざまな人権侵害を受けた場合は、次の窓口にご相談ください。

新型コロナ人権相談ホットライン ☎077(523)7700 女性の人権ホットライン ☎0570(070)810  
全国共通人権相談ダイヤル ☎0570(003)110 外国人権相談ダイヤル ☎0570(090)911  
子どもの人権110番 ☎0120(007)110 大津地方法務局人権擁護課 ☎077(522)4673

# 新型コロナウイルスワクチンの 3回目接種についてお知らせします

☎ コロナワクチン対策室 ☎ (25) 8553

## ▽追加接種(3回目)について

新型コロナウイルスワクチンは、2回の接種を受けても、時間の経過に伴い、ワクチンの有効性が低下することが報告されています。ワクチン2回目接種後、**6か月以上経過した方から順次**3回目の接種券を送付します。

## ▽接種方法

接種券が届きましたら、集団接種か個別接種のどちらかを選択し、予約をお願いします。

会場などについては、接種券に同封するチラシをご確認ください。



## ▽接種費用

国が全額負担するため無料です。



## ワクチンについて



## ▽対象者

2回目の接種を完了した18歳以上の方です。

## ▽接種券について

1回目・2回目の様式から大きく変わります。

1回目・2回目の接種年月日などが記載された「予防接種済証」と、あらかじめ住所や氏名などの接種券情報が印字された「予診票」を送付します。

## ▽接種券の発送時期

接種券の発送については、**2回目の接種から6か月経過前の接種を防ぐため、6か月以上経過した方からおおむね2週間ごとにまとめて発送する**予定です。

○医療従事者

12月ごろから

○高齢者福祉施設等の入所者

1月中旬ごろから

○高齢者等

1月下旬以降

❗ 国の方針やワクチンの供給状況によって変更する可能性があります。

接種に使用するワクチンの種類については接種券に同封するチラシをご確認ください。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種は、努力義務とされています。接種の効果と副反応のリスクを理解した上で、接種を判断するようにしてください。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援します



☎ 子育て支援課 (25) 8136

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、失業や収入が減少した子育て世帯を対象とした「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の申請を受け付けています。

### ▼支給対象者

平成15年4月2日以降に生まれた子（特別児童扶養手当受給者は20歳未満の子）を養育している世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年1月以降の収入が住民税非課税相当\*になった方（この給付金（ひとり親世帯分・その他の世帯分）をすでに受けている場合は対象となりません。）

\*住民税非課税相当…令和3年1月以降、いずれか1か月の収入額を12倍した金額が、次の表の限度額未満の場合。

世帯構成例	非課税相当限度額 【収入額ベース】	非課税限度額 【所得額ベース】
本人+扶養1人	1,378,000円	828,000円
本人+扶養2人	1,680,000円	1,108,000円
本人+扶養3人	2,097,000円	1,388,000円

### ▼支給額

児童1人あたり 一律 50,000円

### ▼手続き

申請が必要です。  
必要な書類など詳しくは、市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。申請期限は令和4年2月28日(日)です。



### 「ひとり親」世帯の場合

▼支給の要件 次のいずれかの方  
○公的年金等を受給していることで、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方



## ひとり親家庭の皆さんへ～その新しい第一歩を応援します～

就職に有利な資格取得に取り組んでみませんか？「高等職業訓練促進給付金事業」では、ひとり親の方が資格取得のために学校へ行くなどの期間の生活資金を支援します。



### ▼対象者

ひとり親家庭の父母で、児童扶養手当の支給を受けている方と同様の所得水準にある方

### ▼対象となる資格

資格は、看護師、保育士、介護福祉士、歯科衛生士、美容師、調理師など就職や転職に有利で生活の安定に効果が高いと認められるもので、1年以上のカリキュラムを修業するもの

### ▼支給額

○住民税非課税世帯 月額 100,000円  
○それ以外の世帯 月額 70,500円  
※支給期間は修業中の全期間（最長4年）

就職や転職、ステップアップを目指している方は、お気軽にお問い合わせください！



詳しくは、お問い合わせください。☎ 子ども家庭相談課 (25) 8517

## コロナに負けるな！ テレワークの環境整備を支援します！！

☎ 観光振興課 (25) 8040

市では、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、テレワークなどを導入する市内の事業者向けの補助金制度を設けています。

詳しい制度の内容や手続きの方法などは、市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

### ワーケーション等サービス環境整備支援補助金

ワーケーション\*等サービス事業に必要な機器備品の購入や、感染予防に関する装置などの購入をされる際にご活用ください。



### ▼対象者

市内事業者または市内で創業する者 ほか

### ▼申込期間

令和4年3月31日までに実績報告が行えるもの

### ▼補助金額等

- 補助限度額 500,000円  
(1補助事業者に交付する補助金額)
- 補助率 補助対象経費の2分の1以内  
(1,000円未満切り捨て)

\*予算がなくなり次第申請の受け付けを終了します。



\*ワーケーション…「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語

### 高島市無料 Wi-Fi 設置事業費補助金



無料 Wi-Fi アクセスポイントの設置に必要な機器備品（機器設定および設置工事費の初期費用等含む）を購入される際にご活用ください。



### ▼対象者

市内において「びわ湖 Free Wi-Fi」のアクセスポイントを設置しようとする個人または団体



### ▼対象施設

観光施設、宿泊施設、飲食業施設、商業施設、交通施設などの観光客の利用が見込まれる施設

### ▼補助金額等

- アクセスポイント設置1基あたりの上限額 25,000円以内
- 1補助事業者あたり補助対象アクセスポイント設置上限数 10基以内
- 補助率 補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）



# ストップ滞納!!強化月間

皆さんから納めていただく税金は、福祉、教育など住民の皆さんへの身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

県と市では、12月を「ストップ滞納!!強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納

整理を強化します。

未納のまま放置すると、預貯金・給与・不動産などの差し押さえや自宅の捜索を行うことがあります。もう一度、納め忘れがないかお確かめください。

## 滞納処分 Q&A こんな話を聞きます

- Q1 借金があるから税金が払えない
- A1 法律には、税金は全ての債務（借金を含む）に優先すると定めてあり、個人債務よりも税金が優先されます。
- Q2 いきなり財産を差し押さえられた、あんまりだ
- A2 税は納期内納付が原則です。督促状送付日から10日を経過した日までに完納しないときは法律で「財産を差し押さえなければならない」となっています。
- Q3 個人の財産を勝手に調べて差し押えられた、プライバシーの侵害だ
- A3 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産に対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関等の関係機関は、協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に一切抵触しません。

問 納税課 ☎ (25) 85222



# 除雪作業にご協力ください

12月1日(水)から3月20日(日)までは、雪寒期間です。降雪時には道路の除雪作業を行います。迅速で円滑な除雪作業のために、次の3点について皆さんのご協力をお願いします。

◆路駐車をしないようにしましょう◆  
除雪作業が遅れたり、できなくなったりします。また、事故の原因にもなりますので、道路には駐車しないようお願いいたします。

◆目印を付けてください◆  
石垣や庭木などは、雪に隠れて確認ができないため除雪作業時に接触する恐れがあります。赤い布切れを付けた2m程度の竹竿を立てるなど、目印をお願いします。

◆枝打ちをしましょう◆  
道路際の竹や木などが、降雪や着雪により道路側に倒れ、通行の妨げになります。土地所有者で枝打ちや伐採をお願いします。

※除雪作業の際、雪のかたまりが宅地の出入り口をふさいでしまうことがあります。ご理解をお願いします。

問 土木課 ☎ (25) 8570



## 家屋の新增築や取り壊しなどには手続きが必要です!

固定資産税は、毎年1月1日時点で所有されている土地、家屋、償却資産に対して課税される税金です。次の場合は税務課または各支所で手続きをしてください。

### ▼家屋を新築または増築したとき

建築確認申請を必要としない建物(10㎡未満の増築家屋や都市計画区域外での建築物)も固定資産税の課税対象となります。建築工事の完了後、速やかに連絡してください。



### ▼家屋を取り壊したとき(全部または一部)

「建物滅失届」を提出してください。また、届出の提出が令和4年1月以降になる場合は取壊証明書の添付が必要となります。なお、不動産登記がされている家屋で年内に法務局で滅失登記が完了した場合、この届出は不要です。

### ▼家屋の所有権を移転したとき

売買や贈与、相続などで家屋の所有者を変更した場合、次のとおり手続きが必要です。

#### ○不動産登記されている家屋

年内に法務局において所有権移転登記を完了してください。移転日が年内であっても登記年月日が令和4年1月2日以降の場合、納税義務者の変更は令和5年度からとなります。



#### ○不動産登記されていない家屋

「未登記家屋の所有者変更届」を税務課または各支所へ提出してください。また、権利の移転が確認できる書類(契約書や協議書の写しなど)の添付が必要です。

問 税務課 ☎ (25) 8109

## 障がいのある人もない人も共に生きる社会へ

### 12月3日(金)～9日(木)は 障害者週間です

私たちの社会には、さまざまな障がいのある人がいます。

市では、障がいの種類に応じて、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を交付しています。

障がいのある人が安心して生活を送るためには、障がいのない人も「障がい」について理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

### ●不当な差別的対応の禁止

正当な理由なく、「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障がいや知的・精神障がいを理由に差別することを禁止します。

☑ 本人を無視して介助者だけに話しかける。



☑ 盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら入店を断られた。



### ●合理的配慮の提供

障がいのある人が日常生活などで受けるさまざまな制限の原因となるバリアを取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮を言います。

☑ 難聴の方や言葉や文字だけでは分かりにくい方に対して、文字や写真などの視覚的に分かりやすい物を使って説明する。



問 障がい福祉課 ☎ (25) 8516

新着メッセージ

安心してご相談ください

民生委員・児童委員には民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることはありませんので、安心してご相談ください。担当委員の連絡先は、社会福祉課または各支所へお問い合わせください。

朽木

高島

安曇川

民生委員・児童委員	
市場	清水 勉
	尾中千恵美
上野	平樂 忠
野尻	越智 茂代
荒川・荒川惣田	津田 良幸
麻生・木地山	繁田 登
地子原	中村 幸子
雲洞谷・能家	山下 勇
小入谷・生杉・中牧・古屋	賀未千代美
桑原・平良・小川	彦阪 利治
栃生・村井・大野	池田 克己
古川・岩瀬	中村 昭美
柏・宮前坊	大鉢 佳子
主任児童委員	
朽木地域全域	駒井佐和子 田村きよ美

民生委員・児童委員	
鶴川・打下	和治 教文
湊	廣瀬 涉
神	上野 眞
新中野	三矢 仁
城山台	加藤 幸江
巴・竜	—
宝・新町	山口 償生
秋の浜	井上 修三
永田	三矢 信昭
音羽・音羽上	中江勢津子
出鴨	駒井 康彦
北鴨・東鴨	萬木 近
宿鴨・南鴨	白井よね子
宮野・野田・野田南・北野田	才内美智子
横山	伊藤 町子
武曾	中村 久雄
拝戸・南拝戸	前河 正男
鴨川平	西浦 俊治
伊黒・富坂	山本みどり
中溝・鹿ヶ瀬	岡本 行子
黒谷・畑	林 典男
主任児童委員	
高島地域全域	林 りつ子 水谷とし江

民生委員・児童委員	
下古賀	石黒 徳市
上古賀	島本 忠男
上古賀リバーサイド	—
長尾・中野・びわこ台	中村 邦子
安曇川リッチランド	—
若葉台・泰山寺	—
南古賀・梅の子	安本 雅子
	平井 文子
	土井 治
	平井登志枝
南市・中央	—
田中ニュータウン	—
下ノ城・馬場・仁和寺・陵	土井 修次
三田・佐賀・上寺・泰山寺・びわこガーデンタウン	清水喜久男
	内藤 健一
沖田・伏原・煤田・竹の里	中野 正
北出・三尾里	村岡 顯治
	清水 光男
	地村 満信
西万木・末広	松田 友江
	横木 清美
	地村 順子
五番領・十八川	中村 仁
	寺井 要
三重生・庄堺	吉田 儀次
	中村 兵司
青柳・二ツ矢・島	白井 恭子
	中江 玲子
上小川・横江	淵田 京子
下小川・三ツ矢・出福	川越 修
	小島とし子
リバーサイド	日爪 知枝
	下坂 恵子
北船木	駒井 正一
	中瀬 勉
南船木	横井 敬子
川島	提中八右エ門
	前川 源良
藤江	鈴木 正人
今在家・横江浜	金田 良一
主任児童委員	
安曇川地域全域	駒井 雅子 梅村 頼子

# 民生委員・児童委員と主任児童委員をご紹介します

厚生労働省

民生委員・児童委員は、関係機関と連携して、地域の皆さんの安全安心のために活動しています。市では令和3年10月1日現在、159人の方が、厚生労働大臣から委嘱を受け、各地域で活動されています。

☎ 社会福祉課 ☎ (25) 8120

新旭

今津

マキノ

民生委員・児童委員	
新庄	大藤 耕平
	小林 正則
	栗原美代子
川原市	岡田 芳彦
井ノ口	井上 崇司
安養寺	山本富司夫
	菅浪 政行
北畑	多胡 正博
	大江とも子
藁園	檜鼻佐登美
	兼子 博司
	桑 正幸
太田	横井川正雄
	藤田美喜子
木津・日爪・木津宮の南	富田 安一
岡	中嶋 仁美
五十川・米井	上原 京子
辻沢	栗原 幸夫
今市	栗原 文子
平井・ウッディーパーク	山方 京子
田井・森	川島伊士郎
	石塚 康雄
堀川	大江 弘和
山形・霜降・レインボータウン	山川 辰子
針江	清水 泰夫
深溝・やわらぎ北の町・湖畔の郷	藤本太平治
	上原 里子
主任児童委員	
新旭地域全域	橋本 妙子 上原 博子

民生委員・児童委員	
南浜	堀井ちる子
中浜・北浜	小久保美則
東区・武末	西川 文昭
西区	八木喜美子
栄区	清水 均
	松本 英治
	飯田 峰子
	小川美紗子
松陽台	—
南新保	中川 政利
カームタウン	越山 信平
市ヶ崎	—
天神	落合 秀子
大供	植松 玉恵
弘川	大西さなえ
今津中野	石田美佐枝
杉沢	小川二三子
新保寺・東新町	古田 敬一
宮西・下弘部	岡田 隆治
上弘部・蘭生・大床	桂田 信一
梅原・岸脇・梅原台	河原田洋子
北深清水・南深清水・新田・西深清水	藤原 敏夫
桂・北仰・北仰東	大村 勇
酒波・伊井・三谷	森脇 啓充
平ヶ崎・構	赤尾 信孝
北林・望みの郷	中村 敏子
中ノ町・今津井ノ口・今津辻	原田 操
浜分・川尻・湖西ニュータウン	岩本 忠晴
	細川 悦子
保坂・杉山・天増川	橋本 恒夫
椋川	栗田 三次
角川	中川 昌光
主任児童委員	
今津地域全域	吉川 邦子 古谷 正子

民生委員・児童委員	
海津1区	中川 一夫
海津2区	小多 明
海津3区	中川洋一郎
西浜	藤原 公明
マキノ駅西	小林 康之
高木浜一丁目	谷 順子
高木浜二丁目	近藤 喜造
小荒路	栗津 克宏
野口	河野 貴由
在原	福井 朝登
下	小多 偕裕
山中・浦	—
寺久保	廣井 喜藏
蛭口	古蔭 善助
石庭	野崎 弘
牧野・白谷・白谷長寿苑	青谷ゆう子
上開田・下開田	木下 清彦
辻・森西	峯森 恵子
沢	岡本 重和
知内	牧野 千明
新保	平山 春雄
中庄	—
大沼	栗本 秋男
グリーンレイク	志連 栄子
主任児童委員	
マキノ地域全域	木下 豊子 江端 澄子

★主任児童委員は、児童問題を専門的に担当し、関係機関と各地域担当の民生委員・児童委員との連絡役となっており、協力して活動を行います。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について

